

平成二十六年二月十四日受領
答 弁 第 二 二 二 号

内閣衆質一八六第二二号

平成二十六年二月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出外務省報償費がかつて官邸へ上納されていたことに対する安倍晋三内閣の認識等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出外務省報償費がかつて官邸へ上納されていたことに対する安倍晋三内閣の認識等に関する質問に対する答弁書

一から五までについて

御指摘の「上納」の意味するところが明らかではないが、衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の報償費に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問に対する答弁書（平成二十二年二月五日内閣衆質一七四第五三号）一から三までについて述べたとおり、これまでの経緯等を改めて確認したところ、かつて外務省の報償費が総理大臣官邸の外交用務に使われていたことがあったことが同省において判明した。これ以上の詳細については、報償費という経費の性質上、お答えすることはできないが、少なくとも松尾元同省要人外国訪問支援室長による公金横領事件以後は、同省の報償費が総理大臣官邸の外交用務に使われているということはないと承知している。

六から八までについて

福田康夫元内閣官房長官が御指摘の答弁をしたことは事実であるが、当該答弁における「上納」の意味するところが明らかではないため、お尋ねにお答えすることは困難である。

九について

外務省の報償費は、公にしないことを前提とする外交活動において、情報収集及び諸外国との外交交渉
ないし外交関係を有利に展開するための活動に支出されるものであり、こうした目的の範囲内で同省にお
いて支出されていると承知している。